

平成21年西東京市教育委員会第10回定例会会議録

- 1 日 時 平成21年10月27日（火）
開会 午後2時05分 閉会 午後2時23分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委 員 長 | 竹 尾 格 |
| 委員長職務代理者 | 沼 本 禧 一 |
| 委 員 | 宮 田 清 蔵 |
| 委 員 | 角 田 富美子 |
| 委 員 | 森 本 寛 子 |
| 教 育 長 | 野 崎 芳 昭 |
- 5 出席職員
- | | |
|-----------------|---------|
| 教 育 部 長 | 高 根 和 孝 |
| 教育部特命担当部長 | 二 谷 保 夫 |
| 教育部副参与兼教育企画課長 | 櫻 井 勉 |
| 学 校 運 営 課 長 | 山 本 一 彦 |
| 教育部副参与兼教育指導課長 | 前 島 正 明 |
| 教育相談担当課長 | 南 里 由美子 |
| 統 括 指 導 主 事 | 石 井 卓 之 |
| 指 導 主 事 | 山 縣 弘 典 |
| 教育部参与兼社会教育課長 | 波 方 幹 徳 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 飯 島 伸 一 |
| 公 民 館 長 | 相 原 昇 |
| 教育部参与兼図書館長 | 小 池 博 |
| 教育部主幹（図書館） | 奈 良 登喜江 |
- 6 事務局
- | | |
|-------------|---------|
| 教育企画課企画調整係長 | 清 水 達 美 |
| 教育企画課企画調整係 | 相 澤 潤 子 |
- 7 傍聴人 1人

平成21年西東京市教育委員会第10回定例会議事日程

日 時 平成21年10月27日（火） 午後 2 時00分から

会 場 保谷庁舎 4 階 研修室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第 44号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 3 議案第 45号 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（申出）
- 第 4 議案第 46号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）
- 第 5 報 告 事 項
 - (1) 第 3 回市議会定例会報告
 - (2) 平成21年度全国学力・学習状況調査結果
 - (3) 平成21・22年度体育指導委員の委嘱及び解嘱について
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 1 年第 1 0 回定例会
(1 0 月 2 7 日)

午 後 2 時 0 5 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成21年西東京市教育委員会第10回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第44号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第44号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成21年10月1日の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定により報告を行うものでございます。詳細につきましては添付の専決処分書を御覧ください。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

竹尾委員長 事務局から補足説明はありますか。 ありませんか。

説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論を省略いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第44号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第45号 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（申出）及び日程第4 議案第46号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）、を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第45号 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（申出）及び議案第46号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）、の提案理由について、一括して御説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例の制定に伴い、平成22年4月1日よりスポーツ振興にかかわる所管が教育委員会より市長部局へ移管されることから、関連する条例の規定を整備するものでございます。

条例改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

飯島スポーツ振興課長 議案第45号 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（申出）について、教育長に補足して御説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例の制定に伴い、平成22年4月1日より教育部スポーツ振興課が市長部局へ移管されることになるもので、これに合わせ条例の規定を整備するものでございます。

なお、平成21年12月の第4回定例市議会において議案上程を行う必要があるため、本委員会において御審議いただくものでございます。

議案第45号 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の裏面を御覧いただきたいと思っております。新旧対照表でございます。左側が改正案、右側が現行となりますので、よろしくお願いたします。

改正の内容といたしましてはアンダーライン部分が当該箇所でございます。第2条にあるように、「教育委員会」とあるものを「市長」に改めるように、所掌する組織の改正に伴うものが主な理由でございます。

第8条を御覧いただきたいと思っておりますが、庶務担当部署の改正を行うことから、「教育部スポーツ振興課」から市長部局である「生活文化スポーツ部スポーツ振興課」に改めるものでございます。

この条例の施行日は平成22年4月1日とさせていただきます。

引き続きまして、議案第46号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）について、教育長に補足して御説明申し上げます。

本議案につきましても、議案第45号で御説明いたしましたとおり、西東京市スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例の制定に伴い、平成22年4月1日より教育部スポーツ振興課が市長部局へ移管されることになるもので、これに合わせ条例の規定を整備するものでございます。

なお、平成21年12月の第4回定例市議会において議案上程を行う必要があるため、本委員会において御審議いただくものでございます。

それでは、資料を御覧いただきたいと思っております。西東京市スポーツ施設条例新旧対照表を御覧ください。

第4条から第6条までにつきましては、「教育委員会」とあるものを「市長」に改め、第7条では、「教育委員会規則」を「規則」に、第14条から1枚おめくりいただきまして第24条まで、「教育委員会」とあるものを「市長」に改めさせていただき、次のページになりますけども、第27条から第29条まで、同様に「教育委員会」から「市長」に改正を行い、その他文言を整備させていただいております。

また、1枚おめくりいただきまして最後になりますが、別表第2の備考欄1、「西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則」とあるものを「西東京市が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則」に改めるものでございます。

次に、別表第4備考欄2の「教育委員会が」とあるものを「市長が西東京市教育委員会と協議した上で」と改めるものでございます。これにつきましては、施設利用料の減免措置にかかわる部分で、社会教育法に位置づけられた社会教育関係団体は教育委員会において認定を行うため、協議した上で減免措置をしていくための改正でございます。

この条例の施行日は平成22年4月1日とさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第45号 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（申出）について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第46号 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（申出）について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 報告事項、に移ります。

質疑は後ほど一括して行いますので、順次説明をお願いいたします。

最初に、第3回市議会定例会報告について。

高根教育部長 それでは、市議会第3回定例会に関しまして簡単に御報告いたします。

市議会第3回定例会は、9月4日から9月28日まで開催をされました。教育委員会で提案した条例はございませんでしたが、関係する条例として、組織条例の一部を改正する条例並びにスポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例が可決されました。これにより、この間教育委員会で御審議いただきましたスポーツ及び文化の市長部局への移管を含む組織改正が平成22年4月1日に実施されることとなりました。

なお、スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例に関しましては、企画総務委員会及び文教厚生委員会による連合審査が行われております。

請願・陳情はございませんでした。

補正予算といたしまして、8月の教育委員会で御承認いただきました小中学校の地上デジタル放送対応設備整備事業及び洋式便器整備事業等、合わせて4億7000万円余を計上いたしまして可決をいただきました。本補正予算につきましては、国の補正予算の見直しに関連して、予算計上した事業の執行が心配されましたが、幸い教育関連予算につきましては全額執行可能となりました。

一般質問では21名の議員から質問が寄せられました。内容といたしましては、教育行政の課題、新型インフルエンザへの対応、中学校完全給食実施に向けた取り組み、全国学力テスト、学校飼育動物、コミュニティスクール、特別支援教育、学校トイレの改修、スポーツ振興計画、図書館の整備等、多岐にわたっております。詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

竹尾委員長 引き続きまして、平成21年度全国学力・学習状況調査報告について。

石井統括指導主事 それでは、平成21年4月21日（火曜日）に実施いたしました平成21年度全国学力・学習状況調査の結果について御報告をいたします。

ページ番号は各ページの右肩に記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、表紙をおめくりいただき調査結果の概要1の1調査の概要を御覧ください。昨年同様、調査の対象は小学校第6学年、中学校第3学年となります。教科に関しましては、主として「知識」に関する問題である国語A、算数A、数学Aと、主として「活用」に関する問題である国語B、算数B、数学Bが実施されました。あわせて生活習慣や学習環境に関する質問紙調査も実施されました。

学力に関しましては次ページ、調査結果の概要2の3調査結果の概要を御覧ください。小学校では、国語は都の平均正答率を上回りましたが、算数はやや下回りました。国語はおおむね良好でしたが、ローマ字を読むことは今後の課題となっております。中でも、濁音や促音を含む単語の読みの平均正答率は50%を下回っております。算数では、概数、偶数、資料の分類整理は都を下回っており、今後の課題となっております。中学校では、国語、数学ともに都の平均を上回っております。

学力調査の分析と考察の詳細につきましては、その後ろにございます4学力調査結果の分析と考察にそれぞれ小中学校別に記述しております。

続きまして、生活習慣や学習環境について。これについては特徴的なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、各教科の「勉強が好きですか」という設問に対しましては、「好き」または「どちらかといえば好き」と回答した児童・生徒は、都と比較いたしまして昨年同様小学校国語と中学校数学で上回っております。また、各教科の「授業内容はよくわかるか」という設問に対しましては、「よくわかる」または「どちらかといえばわかる」と回答した児童・生徒は、昨年同様小学校国語と中学校数学で上回っております。

次に、平日の学習時間については、小中学校とも1時間以上学習するという児童・生徒は、昨年に引き続き都の平均を上回っております。また、家や図書館で1日に1時間以上読書をする児童・生徒も、昨年に引き続き都の平均を上回っております。学力と高い相関がある朝食を毎日食べる、学校に持っていくものを確かめるという設問に関しましては、都の平均を上回っております。

課題といたしましては、「今住んでいる地域の歴史や自然について関心があるか」、「地域の行事に参加しているか」という設問に対しましては、「関心がある」または「どちらかといえば関心がある」、「参加している」または「どちらかといえば参加している」と回答した児童・生徒は、都の平均を昨年と同様に下回っております。これにつきましては、3ページに記述されております。

それから、国語において大切な能力である書くことに関しましては、これは後ろにデータがございますが、「400字詰め原稿用紙2～3枚の感想文や説明文を書くのは難しいと思うか」という設問に対しましては、本市では「難しい」または「どちらかというとな難しい」と回答した児童・生徒は都よりも少なく、あまりそれを感じていないという実態がございました。

なお、公開につきましては、昨年度及び都の児童・生徒の学力向上を図るための調査と同じように、市のホームページ及び市の情報公開コーナーにて閲覧できるように進めております。

以上でございます。

竹尾委員長 続きまして、平成21・22年度体育指導委員の委嘱及び解嘱について。

飯島スポーツ振興課長 平成21・22年度体育指導委員の委嘱及び解嘱について御報告をさせていただきます。

資料を御覧ください。

体育指導委員につきましては、スポーツ振興法第19条に基づき委嘱を行い、教育委員会規則により住民に対するスポーツの実技指導や普及を行っているところでございます。

体育指導委員の委嘱につきましては4月の第4回定例会において、19名について委嘱したことを御報告させていただいておりますけれども、うち1名について自己の都合により解嘱を行ったため、新たに2名の委嘱を行う必要が生じたものでございます。

1名を解嘱して2名を委嘱するという経過を御説明申し上げますが、体育指導委員の定数につきましては20名ということでございまして、4月に御報告させていただいた時点で当初希望されていた方につきましては、急な転勤ということで職が全うできないということで辞退の申し出がありまして、4月の時点においては19名を委嘱させていただいており、今回1名また自己の都合で解嘱を行ったことにより、2名の委嘱を行う必要が生じたということでございます。

体育指導委員の任期につきましては、10月1日から平成23年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。

竹尾委員長 報告事項が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第6 その他、を議題といたします。

教育委員会全般についての質疑を受けます。 質疑を終結いたします。

以上でその他、を終わります。

以上をもちまして平成21年西東京市教育委員会第10回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 2 3 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員